



## IPPNW(核戦争防止国際医師会議)コーナー

第18回 IPPNW世界大会 北アジア地域ワークショップ

### 「ヒロシマ・ナガサキの負の遺産から 北東アジア非核兵器地帯の創設に向けて」

#### 「北東アジア非核兵器地帯条約の実現を目指して」

外交評論家・元外交官、IPPNW日本支部特別顧問 金子熊夫

##### 講演概要

北東アジアの安全保障問題は、相変わらず北朝鮮の非核化を中心に色々議論されているが、残念ながら現在の状況はあまり芳しくない。いわゆる六カ国協議は、北朝鮮の非核化へのプロセスとして、北による核(原子力)施設の「無力化」と核(原子力)活動に関する完全な「申告」(declaration)の提出が求められているが、果たしてその申告が完全かつ正確なものかどうかはまだ誰にもわからない。米国はブッシュ政権が残り任期が少なくなっているため、北朝鮮問題の決着を急いでいるようだが、日本は、拉致問題の解決の目途が全く立っていないので、福田内閣としても国民感情を無視して北との国交正常化交渉を始めることは困難である。要するに、北東アジアには相互の信頼が欠如している。このような状況では、この地域の安全保障環境の急速な改善は期待できず、「北東アジア非核兵器地帯条約」構想の実現を図ることも難しい。誠に残念ではあるが、これが国際政治の現実である。

しかし、このような状況がいつまでも続くはずはない。早晚必ず、六カ国協議により北朝鮮の核問題には何らかの解決が図られるだろう。その時を想定して、いまから長期的な視点から北東アジア地域の安全保障のための総合的な仕組みを考えておく必要がある。それが正に我々の目指している「北東アジア非核兵器地帯条約」構想であり、IPPNWのようなNGOが自由な立場で、早い段階から具体的な研究・検討を進めるべきである。我々の作業は必ず将来政府レベルの作業の参考となるであろう。

そのような基本的な考えに基づき、数年来我々IPPNW日本支部が中心になって、他の国際NGOなどとも協力しつつ、「北東アジア非核兵器地帯条約」構想の具体化作業を進めている。構想の具体的な中身、とくに条約の骨子に

ついては、昨年(2007年)6月モンゴルの首都ウランバートルで開催された第5回北アジア地域会議において、私や他の専門家から詳しいプレゼンテーションがあった。その後も各方面の意見やコメントを参考にして、条約案の精密化の作業を重ねている。時間の関係で、ここでは詳細な説明を控えるが、重要なポイントだけを簡単に紹介しておきたい。(条約案の主要点については、後掲の英文資料を参照されたい)

○条約案は、一般市民にも理解できるようになるべく簡単な形式にするべきである。専門家しか理解できないような難しい複雑な条約案を作っても、一般市民が理解して支持してくれなければ政治的なインパクトもモメンタムも作り出すことは出来ない。一部のNGO(日本では、「ピースデポ」など)はそのような条約案をまとめているが、現在我々IPPNW日本支部では、それとは別のアプローチによって作業を進めている。

○上述の考えから、我々の条約案では、地域内の非核兵器国(日本、韓国、北朝鮮、モンゴル)と核兵器国(中国、ロシア、米国)を1本の条約でカバーしようとしている。一部のNGOの条約案のように、非核兵器国だけを対象とし、核兵器国には別個の「選択議定書」を作ってそれに署名させるというやり方は、トラテロコ条約を初め多くの先例があるが、北東アジアの実情には合わない。核兵器国にも最初から参加させるような条約の仕組みを作るのが重要である。

○とくに既存の2国間安全保障条約(日米、韓米など)との整合性を保つことが重要。個々の問題(「核の傘」や核兵器の領海通航と沿岸国の権利など)の取り扱いも適切に整理しておく必要がある。基本的な考え方としては、

初期の段階では、できるだけ既存の2国間条約体制の存続を認め、段階的に多国間安全保障体制に移行する形を取る。最終的には国連憲章が想定する地域的集団安全保障体制に発展させることを目指す。

- 北朝鮮問題が解決せず、北がIPPNW活動にも参加を躊躇するような状況では良くないので、なるべく北が出てきやすい環境を創り出す工夫をすべきだ。その1つの方法として、非核化に熱心なモンゴルを最初の段階から巻き込んで、具体的な作業を進めることによって、北朝鮮を刺激するようにもって行く。モ

ンゴルにもロシア、中国との関係など色々独自の問題があるが、我々と一緒にやることにより、双方のプラス効果が期待できるだろう。

- とくに日本の場合は、上述のように、拉致問題との絡みで、北東アジア非核化という問題の重要性に対する理解が中々得られないが、政治家やマスコミの力も借りて、徐々に世論を教育、喚起する必要がある。その意味でIPPNWの果たす役割は今後とも大きいと思うので、お互いに根気よく頑張っていこう。

以上

## The key elements of a Treaty Establishing “Northeast Asia Nuclear-Weapon-Free Zone”

### 1. Basic objectives of the Treaty

-To prevent nuclear war in Northeast Asia region by prohibiting the use or threat of use of nuclear weapons against non-nuclear-weapon States Party to NPT;

-To promote nuclear disarmament and eventual abolition of nuclear weapons, while preventing further proliferation of nuclear weapons or technologies thereof in the region;

-To contribute, more broadly, to building confidence among the nations and maintaining peace and security within the region.

### 2. Membership of the Treaty

Four non-nuclear-weapon States:

Japan  
Mongolia  
North Korea  
South Korea

Three nuclear-weapon States:

China  
Russia  
USA

### 3. Geographical application of the Treaty

The Treaty shall apply to all the lands and territorial seas of the four non-nuclear weapon States (Japan, Mongolia, North Korea and

South Korea). The air space above the lands and territorial seas shall be included.

However, nothing in this Treaty shall affect the navigational freedom of any Member States under LOS (Law of the Sea).

### 4. Common obligations of the Member States

All Member States shall faithfully abide by their obligations under international law, especially those of United Nations Charter and NPT; They shall actively participate in internationally concerted efforts to prevent nuclear proliferation and promote nuclear disarmament in Northeast Asia region.

They shall consult as much as possible with other Member States for the effective implementation of basic objectives of the Treaty.

### 5. Obligations of the three nuclear-weapon States

They (China, Russia, US) shall not attack or threaten to attack any non-nuclear-weapon States Parties to this Treaty and NPT with nuclear or any other weapons. (=negative security assurance)

They shall otherwise assure as much as possible the peace and security of all the non-nuclear-weapon States

They shall progressively dismantle or remove all their nuclear weapons within the region (within 10 years from the date of entry-into-force of this Treaty).

They shall not bring nuclear weapons into the lands and territorial seas of the four NWSs, except in extraordinary situation where the express consent or request is given by the States concerned.(?)

They shall accept appropriate international inspection (by IAEA) to verify their compliance with their Treaty obligations.

They shall not export nuclear weapons or technologies or assist the acquisition thereof by any NNWSs.

## 6. Obligations of NNWSs

They shall reaffirm their obligations under NPT not to develop, manufacture or acquire nuclear weapons under any circumstance.

They shall accept IAEA safeguards (under NPT) on all nuclear activities for peaceful purposes. They shall give maximum transparency to such activities.

They (as well as all NWSs) shall actively participate in international or regional efforts to establish multilateral nuclear fuel cycle centers/regimes under the aegis of IAEA for promoting strictly peaceful uses of nuclear energy. Nothing in this Treaty shall jeopardize such uses of nuclear energy.

## 7. NEA-NWFZ Treaty Agency

All member States shall join the "NEA-NWFZ Treaty Agency" to be created for the effective implementation of the provisions of the Treaty. Such agency will be located at an appropriate place within the region, its secretariat services being provided by member States with the help of IAEA.

## 8. Cooperation with other NWFZs

The member States shall, through the NEA-NWFZ Agency, maintain close cooperative rela-

tionship with the existing NWFZs (Tlatelolco, Rarotonga, Pelindaba, Bangkok, Semipalatinsk Treaties)

## 9. Compatibility with previous treaties

Nothing in this Treaty shall affect the rights and obligations under other international treaties which the Member States have concluded prior to the date of the entry-into-force of this Treaty. They shall, however, take all necessary measures for effective implementation of the basic objectives of this Treaty.

## 10. Other relevant articles (omitted)

- Definitions of the terms
- Ratification accession
- Duration, review, amendments
- Settlement of disputes

## 11. Other important features

1. The present draft has been prepared in the belief that "Simpler is the better" for gaining political momentum and popular support. Technical details may well be worked out at the later stage.

2. Mongolia, with her unique experience in "a single-state nuclear-weapon-free status", should be invited to join as a full partner. It should be fully involved in drafting exercises from the start.

3. Unlike other regional NWFZ treaties, separate optional protocol(s) for NWSs will be neither desirable or necessary in the light of political realities in Northeast Asia. They could undermine seriously the integrity of the Treaty itself.

## Conclusion:

As I stated at the outset, these are my preliminary views and proposal. Any comments or suggestions from you will be more than welcome.

Thank you for your kind attention.

## 「モンゴル一国非核兵器地帯に関する最新報告」

I P P N Wモンゴル支部顧問 ジャルガルサイハン・エンクサイハン\*1

J P P N Wには、過去の悲劇、ずっと続いているその影響、核兵器のない未来について協議するワークショップ「ヒロシマ・ナガサキの負の遺産から北東アジア非核兵器地帯創設に向けて」を企画して頂きありがとうございます。

片岡先生と鎌田先生は被爆後63年が過ぎた今なお続いている原爆の影響、そして、現在の都市に核兵器が使用された場合の予測について発表され、核兵器の削減と廃絶の重要性を明確に示された。また、他の北アジア地域支部の方々は現在の活動と今後の計画について述べられた。

核兵器が全廃されるまでは核兵器の削減と核兵器使用を違法とする暫定的な方策が必要である。有効な方策の1つは、非核兵器保有国が世界中に非核兵器地帯をつくり、核兵器保有国から法に基づいた安全保障を得ることである。世界にはすでに5つの非核兵器地帯があるが、北東アジア地域も含めて非核兵器地帯を増やすための協議が行われている。

ご承知のように、昨年6月モンゴルで開催された「第6回I P P N W北アジア地域会議」では「北東アジア非核兵器地帯」の実現に向けて具体的な討議を行い、「非核兵器地帯に関する声明」を採択した。(同地域会議の報告書はモンゴル支部が作成しており、この世界大会で入手できる。) 条約案の詳細については金子先生が続いて発表される。

モンゴルの一国非核兵器地帯の地位(ステータス)を制度化するためにどのようなことがなされているかをお話したい。非核兵器地帯の創設には、ある地域あるいは領土に核兵器がないことを宣言するだけでなく、適切な検証制度を備えた国内および多国間手続きを進めるという重大な約束をすることが必要である。この手続きが進展するにつれて国際間の信頼・協力関係は促進される。

前述のウランバートル会議での「非核兵器地帯に関する声明」に示されているように、この地位の制度化とは、モンゴル自身の約束および核兵器保有国の約束を含めて、モンゴルの一国非核兵器地帯の地位を国際条約の形で明確に規定し、法に基づいた安全保障が核兵器保有国からモンゴルに提供されることである。

2001年札幌で、モンゴルと核拡散防止条約(N P T)で認められた核兵器保有5カ国(露、中、米、英、仏)との間で、モンゴル一国非核兵器地帯の地位の制度化に関する合意ができたことを受けて、2007年9月にモンゴルは中国とロシアにモンゴルの地位に関する3カ国間条約案を提示した。

この条約案は既締結のいくつかの非核兵器地帯条約とモンゴル独自の状況を反映して起草された。モンゴルは他のいかなる国家や非国家主体にもモンゴル領土内に核兵器を配備させず、通過させないことを約束している。モンゴルと隣接諸国との良好な関係を基本に据えて、条約案ではモンゴルの約束に反することがないように隣国に求めている。また、他の非核兵器地帯条約と同じように、地位強化への協力、原子力の平和利用、法令遵守の検証、条約の条項解釈に伴う論争解決に関する条項がある。さらに条約案は他のN P T核保有3カ国(米・英・仏)に条約を尊重し、完全な実施に向けて寄与することを求めている。

条約案の概念づくりには「ブルーバナー」(青い旗)\*2が積極的に参加した。我々は、ロシアと中国がひとたび条約案の検討に入れれば、関係当事国の協議・交渉が開始できると考えている。どの段階で米・英・仏3カ国がこの交渉に加わるかを議論するのは時期尚早であろう。

モンゴル非核兵器地帯の地位を制度化することは、一国非核兵器地帯を創設するうえでの最初の実質的な方策となり、また、核兵器のない世界の実現に向けて、盲点となる可能性のある課題にも対応できると「ブルーバナー」は確信している。モンゴルはこのような活動を通じて、核兵器の不拡散、核兵器のない世界の推進に貢献したいと思っている。

(原文：英語 翻訳：事務局)

訳者注：

\*1 元国連大使で、モンゴルの一国非核兵器地帯の地位を国連で認めさせることに貢献した。

\*2 非核兵器地帯条約を推進するためのモンゴルのNGOで、会長はオチルバト元大統領、事務総長はエンクサイハン大使である。青い旗はモンゴルでは平和を意味している。